介護サービス事業者

基準確認シート

（令和６年度版）

訪問リハビリテーション

及び

介護予防訪問リハビリテーション

指定番号

事業所名称

所在地

電話番号

記入者名

記入年月日　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日



基準確認シートについて

１　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

２　実施方法

①　毎年定期的に基準確認を行って下さい。

②　複数の職員で検討の上、点検してください。

③　点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

３　留意事項

1. 事業所への運営指導が行われるときは、併せて１ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。
2. 令和６年４月の改正・適用部分には下線を附しています。

|  |
| --- |
| 「根拠法令」の欄は、次を参照してください。 |
| ○ | 条例 | … | さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第68号） |
| ○ | 法 | … | 介護保険法（平成９年12月17日法律第123号） |
| ○ | 施行令 | … | 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号） |
| ○ | 施行規則 | … | 介護保険法施行規則（平成11年３月31日厚生省令第36号） |
| ○ | 「平１１厚令３７」 | … | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第３７号） |
| ○ | 「平１１老企２５」 | … | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | 「平１２厚告１９」 | … | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚生省告示第１９号） |
| ○ | 「平１２老企３６」 | … | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | 「平18厚労告１２７」 | … | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号） |
| ○ | 「平２７厚労告９４」 | … | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年３月23日厚生労働省告示第94号） |
| ○ | 「平２７厚労告９５」 | … | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年３月23日厚生労働省告示第95号） |
| ○ | 「平２７厚労告９６」 | … | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年３月23日厚生労働省告示第96号） |
| ○ | 「高齢者虐待防止法」 | … | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号） |

基準確認シート　目　次

| 項目 | 内　　容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| **第1** | **一般原則** |  |
| 1-1 | 一般原則 | 2 |
| **第2** | **基本方針** |  |
| 2-1 | 指定訪問リハビリテーションの基本方針 | 2 |
| 2-2 | 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本方針 | 2 |
| **第3** | **人員に関する基準** |  |
| 3-1 | 医師 | 4 |
| 3-2 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 4 |
| 3-3 | 指定介護予防訪問リハビリテーションの人員基準 | 4 |
| **第4** | **設備に関する基準** |  |
| 4-1 | 設備及び備品等 | 4 |
| 4-2 | 指定介護予防訪問リハビリテーションの設備基準 | 5 |
| **第5** | **運営に関する基準** |  |
| 5-1 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 5 |
| 5-2 | 提供拒否の禁止 | 6 |
| 5-3 | サービス提供困難時の対応 | 6 |
| 5-4 | 受給資格等の確認 | 7 |
| 5-5 | 要介護認定の申請に係る援助 | 7 |
| 5-6 | 心身の状況等の把握 | 7 |
| 5-7 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 7 |
| 5-8 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 7 |
| 5-9 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 8 |
| 5-10 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 8 |
| 5-11 | 身分を証する書類の携行 | 8 |
| 5-12 | サービスの提供の記録 | 8 |
| 5-13 | 利用料等の受領 | 9 |
| 5-14 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 10 |
| 5-15 | 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | 10 |
| 5-16 | 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | 10 |
| 5-17 | 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | 12 |
| 5-18 | 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | 14 |
| 5-19 | 訪問リハビリテーション計画の作成 | 16 |
| 5-20 | 利用者に関する市町村への通知 | 17 |
| 5-21 | 管理者の責務 | 17 |
| 5-22 | 運営規程 | 18 |
| 5-23 | 勤務体制の確保等 | 18 |
| 5-24 | 業務継続計画の策定等 | 20 |
| 5-25 | 衛生管理等 | 22 |
| 5-26 | 掲示 | 24 |
| 5-27 | 秘密保持等 | 25 |
| 5-28 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 26 |
| 5-29 | 苦情処理 | 26 |
| 5-30 | 地域との連携等 | 28 |
| 5-31 | 事故発生時の対応 | 28 |
| 5-32 | 虐待の防止 | 29 |
| 5-33 | 会計の区分 | 32 |
| 5-34 | 記録の整備 | 32 |
| 5-35 | 電磁的記録等 | 33 |
| **第6** | **変更の届出等** |  |
| 6-1 | 変更の届出等 | 34 |
| **第7** | **介護給付費の算定及び取扱い** |  |
| 7-1 | (介護予防)訪問リハビリテーション費の算定 | 35 |
| 7-2 | 【新】高齢者虐待防止措置未実施減算（介護予防も同様） | 38 |
| 7-3 | 【新】業務継続計画未策定減算（介護予防も同様） | 38 |
| 7-4 | 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い | 39 |
| 7-5 | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 40 |
| 7-6 | リハビリテーションマネジメント加算(介護予防はなし) | 40 |
| 7-7 | 【新】認知症短期集中リハビリテーション加算（介護予防はなし） | 43 |
| 7-8 | 【新】口腔連携強化加算（介護予防も同様） | 43 |
| 7-9 | 事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合の取扱い(介護予防も同様) | 45 |
| 7-10 | 長期間利用の減算(介護予防のみ) | 46 |
| 7-11 | 【新】退院時共同指導加算（介護予防も同様） | 46 |
| 7-12 | 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い(介護予防も同様) | 47 |
| 7-13 | サービス種類相互の算定関係 | 47 |
| 7-14 | 移行支援加算 | 47 |
| 7-15 | サービス提供体制強化加算(介護予防も同様) | 49 |
| 7-16 | 記録の整備（介護予防も同様） | 50 |
| **第8** | **その他** |  |
| 8-1 | 介護サービス情報の報告及び公表 | 50 |
| 8-2 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 50 |

**事業所概要**

**サービス提供体制等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| たんの吸引等を行う事業所の登録 | [ ] 　登録喀痰吸引等事業者[ ] 　登録特定行為事業者 | ※該当する区分にチェックを入れてください |
| 併設又は隣接する高齢者向け集合住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」） | （　[ ] 有　・　[ ] 無　）「有」の場合、当該高齢者向け集合住宅の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 他の併設事業所の種別（介護サービス） | 例）居宅介護支援、訪問看護 |

**実利用者数　（利用者の区分・暦月ごとの実利用者の数）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者の区分 | 基準月の前々月 | 基準月の前月 | 基準月：運営指導の実施月の前々月 |
| 令和　　年　　月 | 令和　　年　　月 | 令和　　年　　月 |
| 要介護者 |  |  |  |
| 要支援者 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |
| ３か月間の利用者数の平均　（合計 ÷ ３） |  |

基準確認シート（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自主点検項目 | 自主点検のポイント |  | 根拠法令 |
| 第１　一般原則 |
| 1-1　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第3条第1項 平11厚令37第3条第1項 |
| ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第3条第2項 平11厚令37第3条第2項 |
| ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第3条第3項 平11厚令37第3条第3項 |
| ④　法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第3条第4項 平11厚令37第3条第4項 |
| ※　居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  | 準用(平11老企25第3の1の3(1)) |
| 第２　基本方針 |
| 2-1　指定訪問リハビリテーションの基本方針 | 訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第71条 平11厚令37第75条 |
| 2-2　指定介護予防訪問リハビリテーションの基本方針 | 介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第70条平18厚労令35第78条 |
| 第３　人員に関する基準 |
|  | * 「常勤」（用語の定義）

　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とします。　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる訪問リハビリテーション事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問リハビリテーション事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 |  | 平11老企25第2の二の(3) |
| ※「常勤換算方法」（用語の定義）　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問リハビリテーションと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問リハビリテーション従業者と看護職員等を兼務する場合、訪問リハビリテーション従業者の勤務延時間数には、訪問リハビリテーション従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第1項、同条第3項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 |  | 平11老企25第2の二の(1) |
| ※「勤務延時間数」（用語の定義）　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 |  | 平11老企25第2の二の(2) |
| 3-1　医師 | 訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の数になっていますか。  | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第72条第1項平11厚令37第76条第1項第1号 |
| 常勤の医師がいますか。※　併設の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の常勤医師との兼務で差し支えありません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第72条第２項平11厚令37第76条第1項第1号平11老企25第3の四の1の① |
| 3-2　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 訪問リハビリテーションの事業所ごとに1人以上の数になっていますか。※　事業所ごとに、訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第72条第１項　　　平11厚令37第76条第1項第2号平11老企25第3の四の1の② |
| 3-3　指定介護予防訪問リハビリテーションの人員基準 | 介護予防訪問リハビリテーション事業者が訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問リハビリテーションの事業と訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問リハビリテーション事業における人員基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例第72条第３項　平11厚令37第76条第3項平18厚労令35第79条第1項,第3項 |
| 第４　設備に関する基準 |
| 4-1　設備及び備品等 | 訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第73条第1項平11厚令37第77条第1項 |
| ※　訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けてください。なお、業務に支障がないときは、訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  | 平11老企25第3の四の2(1)② |
|  | ※　設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができます。 |  | 平11老企25第3の四の2(2) |
| 4-2　指定介護予防訪問リハビリテーションの設備基準 | 介護予防訪問リハビリテーション事業者が訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問リハビリテーションの事業と訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第72条第2項　　　　　　平18厚労令35第80条第2項 |
| 第５　運営に関する基準 |
| 5-1　内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第9条第１項) 平11厚令37第83条準用(第8条) |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。ア　運営規程の概要イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制ウ　事故発生時の対応エ　苦情処理の体制 　等 |  | 準用(平11老企25第3の一の3(2)) |
| ※　同意は、利用者及び訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  | 準用(平11老企25第③の一の3(2)) |
| ※　（電磁的方法による重要事項の提供）①　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができます。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。 |  | 条例第80条準用(第9条第2項) 平11厚令37第8条第2項 |
| 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものイ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 |  |  |
| ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) |  |  |
|  |  |
| 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
| ②　前記①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 |  |  |
| ③　上記①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 |  |  |
| ④　上記①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 |  |  |
| 　一　上記①各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの　二　ファイルへの記録の方式 |  |  |
| ⑤　上記④の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記④の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 |  |  |
| 5-2　提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 | [ ] いる[ ] いない | 条例第80条準用(第10条)　　　　平11厚令37第83条準用(第9条)準用(平11老企25第3の一の3(3)) |
| ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  | 準用(平11老企25第3の一の3(3)) |
| 5-3　サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第11条) 平11厚令37第83条準用(第10条) |
| 5-4　受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格（被保険者番号）、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第12条)平11厚令37第83条準用(第11条) |
| ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 5-5　要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第13条)平11厚令37第83条準用(第12条) |
| ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 5-6　心身の状況等の把握 | 　サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第14条)　　　　平11厚令37第83条準用(第13条) |
| 5-7　居宅介護支援事業者等との連携 | 1. サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第60条)平11厚令37第83条準用(第64条) |
| 1. サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 5-8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。　 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第16条)　　平11厚令37第83条準用(第15条) |
| 5-9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第17条)　　　　平11厚令37第83条準用(第16条) |
| 5-10　居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第18条)　　　　　平11厚令37第83条準用(第17条) |
| ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問リハビリテーション事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  |  |
| ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 |  | 準用(平11老企25第3の一の3(8)) |
| 5-11　身分を証する書類の携行 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第19条)　　　平11厚令37第83条準用(第18条) |
| ※　当該証書等には、当該事業所の名称、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名を記載するものとし、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(9)) |
| 5-12　サービスの提供の記録 | 1. サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第20条第1項)平11厚令37第83条準用(第19条) |
| ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(10)①) |
| ※　記載すべき事項には、次にあげるものが考えられます。ア　訪問リハビリテーションの提供日イ　サービスの内容ウ　保険給付の額エ　その他必要な事項 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(10)①) |
| 1. サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第20条第２項)平11厚令37第83条準用(第19条)準用(平11老企25 第3の一の3(10)②) |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保管しなければなりません。 |  | 条例第79条 |
| 5-13　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第74条第1項平11厚令37第78条第1項 |
| ※　法定代理受領サービスとして提供される訪問リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（法の規定により保険給付の率が９割、８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(11)①) |
| ②　法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第６３条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第１項に規定する療養の給付のうち訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第74条第2項平11厚令37第78条第2項 |
| ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る費用の額と、医療保険給付又は老人訪問リハビリテーション療養費の対象となる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律上の訪問リハビリテーションの費用の額の間に不合理な差異を設けてはいけません。 |  | 準用(平11老企25 第3の三の3(2)②) |
| 1. 上記①、②の支払いを受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第74条第3項平11厚令37第78条第3項 |
| ※　保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(11)③) |
| ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第74条第4項平11厚令37第78条第4項 |
| ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 法第41条第8項 |
| ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第４１条第４項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 施行規則第65条 |
| 5-14　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。  | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第22条)　　　平11厚令37第83条準用(第21条) |
| 5-15　指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | ①　訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第75条平11厚令37第79条 |
| ②　事業者は、自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 5-16　指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 | 1. 介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第77条第１項 平18厚労令35第85条第1項 |
| ※　利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づく介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。また、サービスの提供に当たって、介護予防訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、当該情報をもとに介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとします。なお、この場合は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師と当該事業所の医師の間で十分な連携を図ってください。 |  | 平11老企25第4の三の3(1)① |
| ※　事業所の医師が、サービスの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずサービスを中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。 |  | 平11老企25第4の三の3(1)② |
| ※　事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、訪問介護の事業その他の居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達してください。 |  | 平11老企25第4の三の3(1)⑦ |
| ②　事業者は、自らその提供する介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。　 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第77条第2項 平18厚労令35第85条第2項 |
| ※　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 |  |  |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第77条第3項 平18厚労令35第85条第3項 |
| ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 |  | 平11老企25第4の三の3(1)③ |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第77条第4項 平18厚労令35第85条第4項 |
| ※　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 |  | 平11老企25第4の3の3(1)⑤ |
| ⑤　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第77条第5項 平18厚労令35第85条第5項 |
| ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 |  | 平11老企25第4の三の3(1)④ |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平11老企25第4の三の3(1)④ |
| 5-17　指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | 1. サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第76条第1号平11厚令37第80条第1項第1号 |
| ※　訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)① |
| ※　事業所の医師が、サービスの実施に当たり、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずサービスを中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)② |
| ※　サービスの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善を図る等に努めなければなりません。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)③ |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第76条第2号平11厚令37第80条第1項第2号 |
| ※　利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)④ |
| ③　常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第76条第5号平11厚令37第80条第1項第3号 |
| ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)⑤ |
| ④　それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第76条第6号平11厚令37第80条第1項第4号 |
| ※　サービスを行った際には、速やかに、訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録してください。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)⑥ |
| ⑤　リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第76条第7号平11厚令37第80条第1項第5号 |
| ※　事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、訪問介護の事業その他の居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達してください。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)⑦ |
| ※　リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としてください。 |  | 平11老企25第3の四の3(2)⑧ |
| ※　リハビリテーション会議は、利用者とその家族の参加を基本としますが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではありません。 |  |  |
| ※　リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員が会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。 |  |  |
| ※　リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 |  | 平11厚令37第80条第1項第5号 |
| 5-18　指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 | ①　介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条 平18厚労令35第86条 |
| ②　サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第1号 平18厚労令35第86条第1号 |
| ※　会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 |  |  |
| ③　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、上記②に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第2号平18厚労令35第86条第2号 |
| ※　上記②のアセスメントに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにしてください。 |  | 平11老企25第4の三の3(2)① |
| ※　介護予防訪問リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |  | 平11老企25第4の三の3(2)⑤ |
| ④　介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第3号平18厚労令35第86条第3号 |
| ⑤　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第4号第６号平18厚労令35第86条第4号、第5号 |
| ※　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーションの計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 |  | 平11老企25第4の三の3(2)② |
| ⑥　介護予防通所リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防通所リハビリテーション計画書を介護予防訪問リハビリテーション計画書とみなしていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第7号平18厚労令35第86条第6号 |
| ⑦　サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第8号平18厚労令35第86条第7号 |
| ⑧　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第9号平18厚労令35第86条第8号 |
| ⑨　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第12号平18厚労令35第86条第9号 |
| ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 |  | 平11老企25第4の三の3(2)③「 |
| ⑩　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第13号平18厚労令35第86条第10号 |
| ⑪　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第14号平18厚労令35第86条第11号 |
| ⑫　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第15号平18厚労令35第86条第12号 |
| ⑬　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第16号平18厚労令35第86条第13号 |
| ⑭　上記②から⑫までの規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 予防条例第78条第17号平18厚労令35第86条第14号 |
| 5-19　訪問リハビリテーション計画の作成 | ①　訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに、利用者の病状、心身の状況、希望、生活環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第86条第1項平11厚令37第81条第1項 |
| ※　訪問リハビリテーション計画には、次の内容を記載してください。ア　利用者の希望イ　リハビリテーションの目標及び方針ウ　健康状態エ　リハビリテーション実施上の留意点オ　リハビリテーション終了の目安・時期　等 |  | 平11老企25第3の四の3(3)① |
| ※　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って立案してください。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)① |
| ※　訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直してください。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)① |
| ※　訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師からの情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)② |
| 1. 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第86条第2項平11厚令37第81条第2項 |
| ※　訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)④ |
| ②　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第86条第3項、第4項平11厚令37第81条第3項、第4項 |
| ※　訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)③ |
| ②　事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、通所リハビリテーション計画書を訪問リハビリテーション計画書とみなしていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第86条第5項平11厚令37第81条第5項 |
| ※　計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定してください。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を１つの計画として分かりやすく記載するよう留意してください。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)⑥ |
| ※　訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合は、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)⑦ |
| ※　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めてください。 |  | 平11老企25第3の四の3(3)⑧ |
| 5-20　利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第27条)　　　　平11厚令37第83条準用(第26条) |
| ア　正当な理由なしに訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときイ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき |  |  |
| 5-21　管理者の責務　 | ①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第56条)平11厚令37第83条準用(第52条) |
| ②　管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 5-22　運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、｢運営規程｣という。)を定めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第87条平11厚令37第82条 |
| ※ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容ウ　営業日及び営業時間エ　訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額オ　通常の事業の実施地域カ　虐待の防止のための措置に関する事項キ　その他運営に関する重要事項 |  |  |
| ※　イのうち「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員に関する基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。（第５－１の重要事項を記した文書に記載する場合も同様です。) |  | 準用(平11老企25第3の一の3(19)①) |
| ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る利用(１割負担、２割負担又は３割負担)及び法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問リハビリテーションを行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(19)③) |
| ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(19)④） |
| ※　キの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定します。 |  | 令和3年1月25日厚生労働省令第9号　附則第2条 |
| 5-23　勤務体制の確保等 | ①　利用者に対し適切な訪問リハビリテーションを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第32条第1項)平11厚令37第83条準用(第30条第1項) |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしてください。 |  | 準用(平11老企25 第3の1の3(21)①）平11老企25第3の四の3(8)② |
| ②　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって訪問リハビリテーションを提供していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第32条第2項)平11厚令37第83条準用(第30条第2項) |
| ※　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指します。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(21)②） |
| ※　訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはなりません。 |  | 平11老企25第3の四の3(8)② |
| ③　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第32条第3項)平11厚令37第83条準用(第30条第3項) |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(21)③) |
| ④　適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第32条第4項)平11厚令37第83条準用(第30条第4項) |
| ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 |  | 準用(平11老企25第3の一の3(21)④) |
| ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的なな言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりです。特に以下の内容に留意してください。 |  |  |
| 1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 |  |  |
| 1. 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
 |  |  |
| イ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてくださいhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html |  |  |
| 5-24　　業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第32条の2)平11厚令37第83条準用(第30条の2第1項) |
| ②　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第32条の2)平11厚令37第83条準用(第30条の2第2項) |
| ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第32条の2)平11厚令37第83条準用(第30条の2第3項) |
| ※　訪問リハビリテーション事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |  |  |
| ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。ア 感染症に係る業務継続計画　ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　ｂ 初動対応　ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画　ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　ｃ 他施設及び地域との連携 | [ ] 策定済[ ] 未策定[ ] 策定済[ ] 未策定 | 平11老企25準用(第3の二の3(7)②) |
| ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 | ※感染症対応[ ] 実施済[ ] 未実施※災害対応[ ] 実施済[ ] 未実施 | 平11老企25準用(第3の二の3(7)③) |
| ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平11老企25準用(第3の二の3(7)④) |
| 5-25　衛生管理等 | ①　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第33条)平11厚令37第83条準用(第31条第1項) |
| ②　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第33条第2項)平11厚令37第83条準用(第31条第2項) |
| ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(23)) |
| ③　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。三　当該事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] はい[ ] いいえ[ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第33条第3項)平11厚令37第83条準用(第31条第3項) |
| ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
| イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  |  |
| ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  |  |
| 5-26　掲示 | ①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第34条)平11厚令37第83条準用(第32条) |
| ※　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意する必要があります。ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。イ　訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 |  | 平11老企25第3の一の3(24)① |
| ②　上記①に規定する事項を記載した書面を当該訪問リハビリテーション事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができます。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、上記①の掲示に代えることができるものです。 |  | 準用(平11老企25　第3の一の3(24)②) |
| 5-27　秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らことがないよう対策を講じていますか。※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等を取るなどの措置を講じてください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第35条第1項)平11厚令37第83条準用(第33条第1項) |
| ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第35条第2項)平11厚令37第83条準用(第33条第2項) |
| ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めてください。 |  | 準用(平11老企25第3の一の3(25)②) |
| ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第35条第3項)平11厚令37第83条準用(第33条第3項) |
| ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(25)③) |
| ④　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚労省) |
| ※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 |  |  |
| **「個人情報の保護に関する法律」の概要**ア　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うことイ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすることウ　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督することエ　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないことオ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うことカ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること |  |  |
| **「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より**本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。 |  |  |
|  |  |  |
| 5-28　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | [ ] いる[ ] いない | 条例第80条準用(第37条)平11厚令37第83条準用(第35条) |
| 5-29　苦情処理 | ①　提供した訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第38条第1項)平11厚令37第83条準用(第36条第1項) |
|  | ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。ア　苦情を受け付けるための窓口を設置するイ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにするウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するエ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(28)①) |
| ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第38条第2項)平11厚令37第83条準用(第36条第2項) |
| ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(28)②） |
| ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
| ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第79条 |
| ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第38条第3項)平11厚令37第83条準用(第36条第3項) |
| ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第38条第4項)平11厚令37第83条準用(第36条第4項) |
| ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第38条第5項)平11厚令37第83条準用(第36条第5項) |
| ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第38条第6項)平11厚令37第83条準用(第36条第6項) |
| 5-30　地域との連携等 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第39条第1項)平11厚令37第83条準用(第36条の2第1項)準用（平11老企25第3の一の3(29）） |
|  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  |  |
| ②　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第39条第2項)平11厚令37第83条準用(第36条の2第2項) |
| ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問リハビリテーションを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第９条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(29)②) |
| 5-31　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第40条)平11厚令37第83条準用(第37条第1項)  |
| ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(30)①) |
| ②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第40条)平11厚令37第83条準用(第37条第2項) |
| ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
| ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第79条準用（平11老企25第3の一の3(27)) |
| ③　利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 条例第80条準用(第40条第3項)平11厚令37第83条準用(第37条第3項) |
| ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 準用(平11老企25 第3の一の3(30)②) |
| ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 準用(平11老企25 第3の一の3(30)③) |
| 5-32　虐待の防止 | ※（高齢者虐待に該当する行為）ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 |  | 高齢者虐待防止法第2条 |
| 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 |  | 条例第80条準用（第40条の2）平11厚令37第105条準用（平11厚令37第37条の2） |
| 一　当該訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 | [ ] いる[ ] いない |  |
| 二　当該訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | [ ] いる[ ] いない |  |
| 三　当該事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | [ ] いる[ ] いない |  |
| 四　一から三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | [ ] いる[ ] いない |  |
| ※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待防止法」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |  | 令和3年1月25日厚生労働省令第9号　附則第2条準用(平11老企25第3の一の3(31)) |
| ・虐待の未然防止　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する要介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
| ・虐待等の早期発見　訪問リハビリテーション事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 |  |  |
| ・虐待等への迅速かつ適切な対応　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 |  |  |
| 　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 |  |  |
| 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第一号)

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
| 1. 虐待の防止のための指針(第二号)

　訪問リハビリテーション事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |  |
| 1. 虐待の防止のための従業者に対する研修(第三号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  |  |
| ④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号）訪問リハビリテーション事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 |  |  |
| ≪参照≫・　高齢者虐待防止法　→　従業者への研修の実施、苦情の処理体制の整備、市町村への通報等・　埼玉県虐待禁止条例　→　虐待の早期発見、施設設置者による職員に対する虐待防止等研修の実施等 |  |  |
| 5-33　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第80条準用(第41条)平11厚令37第83条準用(第38条) |
| ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 （平成24年3月29日老高発第0329第1号） |  | 準用(平11老企25第3の一の3(32)) |
| 5-34　記録の整備 | 1. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第88条平11厚令37第82条の2 |
| ②　利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ア　訪問リハビリテーション計画イ　条例第２０条第２項（居宅基準第１９条第２項）に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ　条例第２７条（居宅基準第２６条）に規定する市町村への通知に係る記録エ　条例第３８条第２項（居宅基準第３６条第２項）に規定する苦情の内容等の記録オ　居宅基準第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
| 上記②の「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。 |  | 準用(平11老企25第3の一の3(33)) |
| 5-35　電磁的記録等 | 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。 | [ ] いる[ ] いない | 条例第277条の2第1項平11厚令37第217第1項 |
| ※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 |  |  |
| ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によってください。 |  | 平11老企25第5の一 |
| イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
| ウ　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によってください。 |  |  |
| 事業者及び居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法による交付は、第５－１の電磁的方法によることができるものとしたものです。 | [ ] いる[ ] いない | 条例第277条の2第2項平11厚令37第217第2項 |
| ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 |  | 平11老企25第5の二 |
| ア　電磁的方法による交付は、第５－１の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。 |  |  |
| イ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 |  |  |
| ウ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。※　イ、ウでは、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  |  |
| エ　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの居宅基準通知（平11老企25）の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 |  |  |
| ※　上記①電磁的方法により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
| 第６　変更の届出等 |
| 6-1　変更の届出等 | 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。  | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 法第75条第1項施行規則第131条第1項 |
| ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。ア　事業所の名称及び所在地イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。また、当該訪問リハビリテーションの指定に係る事業に関するものに限る。）エ　事業所の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別オ　事業所の平面図カ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所キ　運営規程 |  |  |
| ※　当該居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出てください。 |  | 法第75条第2項 |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い |
| 7-1　（介護予防）訪問リハビリテーション費の算定 | ①　通院が困難な利用者に対して、(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合に、算定していますか。　 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12厚告19別表4のｲ注1平18厚労告127別表3のｲ注1 |
| ②　指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者であって、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに対して指定訪問リハビリテーションを行った場合は、別途の規定にかかわらず、所定単位数を算定していますか。※　厚生労働大臣が定める基準次のいずれにも該当する者ア　医療機関に入院し、当該医療機関の医師の診療を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者であることイ　当該利用者が入院していた医療機関から、当該指定訪問リハビリテーション事業所に対し、当該利用者に関する情報の提供が行われている利用者であることウ　指定訪問リハビリテーションの提供を受けている日前の１月以内に、アに規定する医療機関から退院した利用者であること | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当＾￥なし | 平２７厚労告９４八の２ |
| ※　(介護予防)訪問リハビリテーション費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされていますが、(介護予防)通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるＡＤＬの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた(介護予防)訪問リハビリテーションの提供など、(介護予防)ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は(介護予防)訪問リハビリテーション費を算定できるものです。　「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通所系サービスを優先すべきということです。 |  | 平12老企36第2の5(3)平18-0317001号別紙1第2の4(3) |
| ③　(介護予防)訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示の下、実施していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(1)①平18-0317001号別紙1第2の4(1)① |
| ④ 　(介護予防)訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の診療の日から３月以内に行われた場合に限って算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ⑤　例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供(（介護予防）訪問リハビリテーションの必要性や心身機能や活動等に係るアセスメント情報等)を受け、当該情報提供を踏まえて当該（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成し、(介護予防)訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った別の医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から３月以内に行われた場合に算定していますか。　　　　　　　　　　　　　　　　 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12老企36第2の5(1)①平18-0317001号別紙1第2の4(1)① |
| ※　この場合、少なくとも３月に１回は、（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して、（介護予防）訪問リハビリテーション計画について情報提供を行います。 |  |  |
| ⑥　事業所の医師が、（介護予防）訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１以上の指示を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(1)②平18-0317001号別紙1第2の4(1)② |
| ⑦　指示を行った医師又は指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、指示に基づき行った内容を明確に記録していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(1)③平18-0317001号別紙1第2の4(1)③ |
| ※　医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の（介護予防）訪問リハビリテーションへ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）の別紙様式２－２―１をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式２－２―１に記載された内容について確認し、（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式２－２―１をリハビリテーション計画書とみなして（介護予防）訪問リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととします。なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して３月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成します。 |  | 平12老企36第2の5(1)④平18-0317001号別紙1第2の4(1)④ |
| ⑧　（介護予防）訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(1)⑤平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑤ |
| ※　初回の評価はサービス提供開始からおおむね２週間以内に、その後はおおむね３月ごとに評価を行ってください。 |  |  |
| ⑨　事業所の医師が利用者に対して３月以上の（介護予防）訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、（介護予防）リハビリテーション計画書に（介護予防）訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他居宅サービス（介護予防サービス）の併用と移行の見通しを記載していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12老企36第2の5(1)⑥平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑥ |
| ⑩　（介護予防）訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して１回当たり２０分以上指導を行った場合に、１週に６回を限度として算定していますか。ただし、退院（所）の日から起算して３月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週１２回まで算定が可能です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(1)⑦平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑦ |
| ⑪　事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問して(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めていませんか。※　なお、介護老人保健施設又は介護医療院による（介護予防）訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設又は介護医療院において、施設サービスに支障のないよう留意してください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12老企36第2の5(1)⑧平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑧ |
| ⑫　事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、訪問介護の事業（第一号訪問事業）その他の居宅サービス（介護予防サービス）に該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平11老企25第4の三の3(1)⑦平12老企36第2の5(1)⑨平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑪ |
| ⑬　居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する(介護予防)訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、（介護予防）訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12老企36第2の5(1)⑩平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑨ |
| ※　利用者が（介護予防）訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行われていることを記録上明確にしてください。 |  | 平12老企36第2の5(1)１⑪平18-0317001号別紙1第2の4(1)⑩ |
| 7-2　【新】高齢者虐待防止措置未実施減算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。※　厚生労働大臣が定める基準指定（介護予防）居宅サービス等基準第83条（84条）において準用する指定（介護予防）居宅サービス等基準第37条の2（第53条の10の2）に規定する基準に適合していること。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のイ注2平18厚労告127別表3のイ注2平27厚労告95第11厚労告95第105の2 |
| 7-3　【新】業務継続計画未策定減算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。※　厚生労働大臣が定める基準指定（介護予防）居宅サービス等基準第83条（84条）において準用する指定（介護予防）居宅サービス等基準第30条の2第1項（第53条の2の2第1項）に規定する基準に適合していること。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12老企36第2の5(3)平27厚労告95第11厚労告95第105の2 |
| 7-4　同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い（介護予防も同様） | (介護予防)訪問リハビリテーション事業所のある建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは(介護予防)訪問リハビリテーション事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（（介護予防）訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は（介護予防）訪問リハビリテーション事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、（介護予防）訪問リハビリテーション事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定していますか。　 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のｲ注2平18厚労告127別表3のｲ注2 |
| 1. 同一敷地内建物等の定義

｢同一敷地内建物等｣とは、当該（介護予防）訪問リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該（介護予防）訪問リハビリテーション事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に（介護予防）訪問リハビリテーション事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  | 平12老企36第2の2(14)① |
| 1. 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

ア　｢当該（介護予防）訪問リハビリテーション事　業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物｣とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。　イ　この場合の利用者数は、１月間(暦月)の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  | 平12老企36第2の2(14)② |
| ③　当該減算は、（介護予防）訪問リハビリテーション事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することのないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合は、減算を適用すべきではありません。(同一敷地内建物等に該当しないものの例)・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  | 平12老企36第2の2(14)③ |
| 1. 上記①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の事業者と異なる場合であっても該当します。
 |  | 平12老企36第2の2(14)④ |
| 1. 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

ア　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  | 平12老企36第2の2(14)⑤ |
| 7-5　短期集中リハビリテーション実施加算（介護予防も同様） | 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日(以下「退院(所)日」という。)又は要介護認定の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して３月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、１日につき２００単位を所定単位に加算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のｲ注6 |
| ※　短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状態に応じて、基本的動作能力(起居、歩行、発話等を行う能力をいう。以下同じ。)及び応用的動作能力(運搬、トイレ、掃除、洗濯、コミュニケーション等を行うに当たり基本的動作を組み合わせて行う能力をいう。以下同じ。)を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施するものです。 |  | 平12老企36第2の5(7)① |
| ※　｢リハビリテーションを集中的に行った場合｣とは、退院(所)日又は認定日から起算して３月以内の期間に、１週につきおおむね２日以上、１日当たり20分以上実施するものでなければなりません。 |  | 平12老企36第2の5(7)② |
| 7-6　リハビリテーションマネジメント加算（介護予防はなし） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。さらに、訪問リハビリテーション計画について、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、１月につき２７０単位を加算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のｲ注7 |
| （1）リハビリテーションマネジメント加算（イ）１８０単位（2）リハビリテーションマネジメント加算（ロ）２１３単位 | 　　[ ] 　　[ ]  |  |
| ※　別に厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
| 1. リハビリテーションマネジメント加算（イ）

次のいずれにも適合すること。（1）リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該会議の内容を記録すること。（2）訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。（3）３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。（4）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。（5）次のいずれかに適合すること。（一）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護の事業その他の居宅サービスに該当する事業に係る従業者と訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。　（二）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。（6）（1）から（5）までに適合することを確認し、記録すること。 |  | 平27厚労告9512号 |
| 1. リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

次のいずれにも適合すること。（1）①（1）から（6）までのいずれにも適合すること。（2）利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 |  |  |
| ※　リハビリテーションマネジメント加算は、リハビリテーションの質の向上を図るため、多職種が共同して、心身機能、活動・参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理していることを評価するものです。 |  | 平12老企36第2の5(10)①  |
| ※　リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としてください。また、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加してください。なお、利用者の家族について、家庭内暴力等により参加が望ましくない場合や、遠方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合においては、必ずしもその参加を求めるものではありません。また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。 |  | 平12老企36第2の5(8)② |
| ※　リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又は家族からの同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応してください。 |  | 平12老企36第2の5(8)③ |
| ※　加算（ロ）に規定する厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（Long-term care Informationsystem For Evidence）」（以下「ＬＩＦＥ」という。）を用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）を参照してください。　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、ＳＰＤＣＡサイクルにより、サービスの質の管理を行ってください。　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。 |  | 平12老企36第2の5(8)④ |
| 7-7　【新】認知症短期集中リハビリテーション加算（介護予防はなし） | 　認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から起算して３月以内の期間に、リハビリテーションを集中して行った場合に、認知症短期周集中リハビリテーション実施加算として、１日について２４０単位を加算していますか。※　認知症短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力（生活環境又は家庭環境へ適応する等の能力をいう。以下同じ。）を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施するものであること。※　精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、訪問リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、１週間に２日を限度として算定できるものであること。※　本加算の対象となる利用者はＭＭＳＥ（Mini Mental State Examination）又はＨＤＳ－Ｒ（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）においておおむね５点～２５点に相当する者であること。※　本加算は、その退院（所）日又は訪問開始日から起算して３月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に算定できることとしているが、当該利用者が過去３月の間に本加算を算定した場合には算定できないこととする。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし |  |
| 7-8　【新】口腔連携強化加算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り５０単位を所定単位数に加算していますか。【厚生労働大臣が定める基準】ア　訪問リハビリテーション事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法別表第２歯科診療報酬点数表の区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。イ　次のいずれにも該当しないこと。(1)　他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。(2)　当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。(3)　当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。※　口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。※　口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下｢連携歯科医療機関｣という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談してください。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えありません。※　口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式６「口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書」等により提供してください。※　歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。※　口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行ってください。ただし、ト及びチについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。イ　開口の状態 ロ　歯の汚れの有無 ハ　舌の汚れの有無 ニ　歯肉の腫れ、出血の有無 ホ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態 ヘ　むせの有無 ト　ぶくぶくうがいの状態 チ　食物のため込み、残留の有無※　口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（｢リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について｣）及び｢入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方｣(令和6年3月日本歯科医学会）等を参考にしてください。※　口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じてください。※　口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施してください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし |  |
| 7-9　事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合の取扱い（介護予防も同様） | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のｲ注10平18厚労告127別表3のｲ注9 |
| ※　別に厚生労働大臣が定める基準　（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準 |  | 平27厚労告9512の2号106の3号 |
| 1. 次のいずれにも適合すること。

（1）（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が、当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。（2）当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。（3）当該情報の提供を受けた（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成すること。 |  |  |
| 1. 上記①の規定に関わらず、令和3年4月1日か

ら令和6年3月31日までの間に、①（1）び（3）に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、（介護予防）訪問リハビリテーション費を減算し算定できる。 |  |  |
| ※　「当該利用者に関する情報の提供」とは、別の医療機関の計画的に医学的管理を行っている医師から訪問リハビリテーション事業所の医師が、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙様式２－２―１のうち、本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、心身機能・構造、活動（基本動作、移動能力、認知機能等）、活動（ＡＤＬ）、リハビリテーションの目標、リハビリテーション実施上の留意点等について十分に記載できる情報の提供を受けていることをいいます。 |  | 平12老企36第2の5(10)平18-0317001号別紙1第2の4(9) |
| 7-10　長期間利用の減算（介護予防のみ） | 別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合であって、利用を開始した日の属する月から起算して１２月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、１回につき３０単位を所定単位数から減算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平18厚労告127別表3のｲ注10 |
| ※　別に厚生労働大臣が定める要件（1）３月に１回以上、当該利用者に係るリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、当該利用者の状態の変化に応じ、介護予防訪問リハビリテーション計画を見直していること（2）当該利用者ごとの介護予防訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること |  |  |
| 7-11　【新】退院時共同指導加算（介護予防も同様） | 病院または診療所に入院中のものが退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき１回に限り、６００単位を加算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12厚告19別表4のロ注平18厚労告127別表3のロ注 |
| 7-12　主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い（介護予防も同様） | （介護予防）訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から１４日間に限って、(介護予防)訪問リハビリテーション費は算定していませんか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のｲ注8平18厚労告127別表3のｲ注7 |
| ※　「急性増悪等により一時的に頻回の（介護予防）訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合」とは、保険医療機関の医師が、診療に基づき、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の（介護予防）訪問リハビリテーションを行う必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難なものに対して、訪問リハビリテーションを行う旨の指示を行った場合をいいます。　この場合は、その特別の指示の日から１４日間を限度として医療保険の給付対象となるため、訪問リハビリテーション費は算定しません。 |  | 平12老企36第2の5(9)平18-0317001号別紙1第2の4(8) |
| 7-13　サービス種類相互の算定関係 | 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問リハビリテーション費は算定していませんか。 | [ ] いる[ ] いない | 平12厚告19別表4のｲ注9 |
| 7-14　移行支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月まで)の末日が属する年度の次の年度内に限り、１日につき１７単位を加算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のハ注 |
| イ　次のいずれにも適合すること。　（1）評価対象期間において訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号通所事業その他の社会参加に資する取組(以下｢通所介護等｣という。)を実施した者の占める割合が、１００分の５を超えていること。（2）評価対象期間中に訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して１４日以降４４日以内に、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、当該訪問リハビリテーション終了者の通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。ロ　１２を事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が１００分の２５以上であること。ハ　訪問リハビリテーション終了者が通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。 |  | 平27厚労告9513号 |
| ※　移行支援加算におけるリハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬを向上させ、通所介護等に移行させるものです。 |  | 平12老企36第2の5(11)① |
| ※　｢その他社会参加に資する取組｣には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、訪問リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護等は含まれず、算定対象となりません。 |  | 平12老企36第2の5(11)② |
| ※　厚生労働大臣が定める基準イ（1）の通所介護等を実施した者の占める割合及び基準ロの１２を事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数については、小数点第３位以下は切り上げます。 |  | 平12老企36第2の5(11)③ |
| ※平均利用月数については、以下の式により計算します。ア（i）に掲げる数÷（ii）に掲げる数（i）当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計（ii）（当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計＋当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計）÷２イ　ア（i）における利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含みます。 |  | 平12老企36第2の5(11)④ |
| ウ　ア（i）における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した月数の合計をいいます。エ　ア（ii）における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した者の数をいいます。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業を再度利用した者については、新規利用者として取り扱います。オ　ア（ii）における新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数をいいます。 |  |  |
| ※　「通所介護等の実施」状況の確認に当たっては、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ＡＤＬ及びＩＡＤＬが維持又は改善していることを確認します。　なお、電話等での実施を含め確認の手法は問いません。 |  | 平12老企36第2の5(11)⑤ |
| ※　「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、訪問リハビリテーション終了者が通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の別紙様式２－２―１及び２－２－２のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所へ提供すること。　なお、通所介護事業所等の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に示す別紙様式２－２―１及び２－２－２の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えありません。 |  | 平12老企36第2の5(11)⑥ |
| 7-15　サービス提供体制強化加算(介護予防も同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が利用者に対し、（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる単位を加算していますか。　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 該当なし | 平12厚告19別表4のニ注平18厚労告127別表3のハ注 |
| （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　６単位（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　３単位 | 　　[ ] 　　[ ]  |  |
| ※　厚生労働大臣が定める基準①　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（介護予防）訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数７年以上の者がいること。②　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　（介護予防）訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語　聴覚士のうち、勤続年数３年以上の者がいること。 |  | 平27厚労告9514号 |
| ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |  | 平12老企36第2の3(9)⑥平18-0317001別紙1第2の2(9)⑥ |
| ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 平12老企36第2の3(9)⑦平18-0317001別紙1第2の2(9)⑦ |
| ※　（介護予防）訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）にあっては勤続年数が７年以上の者が１名以上、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）にあっては勤続年数が３年以上の者が１名以上いれば算定可能です。 |  | 平12老企36第2の5(12)②平18-0317001別紙1第2の4(12)② |
| 7-16　記録の整備（介護予防も同様） | 1. 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入していますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(13)①平18-0317001別紙1第2の4(13)① |
| 1. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、（介護予防）訪問リハビリテーション計画書に基づき提供した具体的なサービス内容等及び指導に要した時間を記録にとどめていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(13)①平18-0317001別紙1の第2の4(13)① |
| ※　当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいですが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。 |  |  |
| 1. （介護予防）リハビリテーションに関する（実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにしていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12老企36第2の5(13)②平18-0317001別紙1の第2の4(13)② |
| 第８　その他 |
| 8-1　介護サービス情報の報告及び公表 | 指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。　 | [ ] はい[ ] いいえ | 法第115条の35第1項施行規則第140条の44 |
| 8-2　法令遵守等の業務管理体制の整備 | 1. 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関

に届け出ていますか。　　届出年月日〔平成･令和　　　年　　　日〕法令遵守責任者　職　名　〔　　　　　　　　　〕氏　名　〔　　　　　　　　　〕 | [ ] はい[ ] いいえ | 法第115条の32第1項、第２項 |
| ※事業者が整備等する業務管理体制の内容◎事業所の数が20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等◎事業所の数が20以上100未満・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ◎事業所の数が100以上・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 |  | 施行規則第140条の39 |
| 1. 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 1. 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ※　行っている具体的な取組（例）のアからカにチェックを入れ、カについては、その内容を記入してください。ア　介護報酬の請求等のチェックを実施イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置をとっているウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っているエ　業務管理体制についての研修を実施しているオ　法令遵守規程を整備しているカ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 　　[ ] 　　[ ] 　　[ ] 　　[ ] 　　[ ] 　　[ ]  |  |
| 1. 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ |  |